

北星学園大学附属高等学校同窓会 会則

第1章 総 則

【名称】

第1条 本会を北星学園大学附属高等学校同窓会と称する。

【事務局の所在地】

第2条 本会の事務局を北星学園大学附属高等学校（以下、母校という）内に置く。

【目的】

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校との連携を密にして、その発展に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図るための必要な事業
2. 母校の教育活動の後援、助長に関する事業
3. 地域社会への理解啓発・貢献を図る事業
4. 会報および会員名簿の編集発刊事業
5. その他本会の目的遂行に必要な事業

第2章 会 員

【会員の構成】

第5条 本会は次の各号の資格をもつ会員を以って組織する。

1. 正会員
2. 賛助会員

【正会員の資格】

第6条 正会員は母校の卒業生及び中途退学者のうち理事会が入会を認めたものとする。

【賛助会員の資格】

第7条 賛助会員は、母校現旧教職員とする。

【会員の報告】

第8条 会員は住所、勤務先、その他会員名簿作成上必要な事項に変更があったとき及び次の事実を知ったときは速やかに事務局に報告するものとする。

1. 会員の死亡
2. 会員が重大な災害を被った場合
3. 事実上功績顕著な会員

【会員等の表彰】

第9条 北星学園大学附属高校の同窓会活動運営に際して、多大なる功績・貢献があった会員並びに関係者に対し、同窓会役員会の議を経て感謝状を贈ることができる。

【慶 弔】

第10条 会員が結婚ないし病気または不慮の災害等により死亡、または重大な損害を受けた場合には理事会の承認を得て、別に定める細則規程により慶弔を贈ることができる。

第3章 役 員

【役員構成】

第11条 本会に次の各号の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 顧問及び参与 若干名
3. 会長 1名
4. 副会長 2名
5. 理事 若干名
6. 代表幹事 複数名
7. 監査 2名
8. 委員 若干名

【名誉会長】

第12条 名誉会長は母校の現任校長とする。

【顧問及び参与】

第13条 1. 本会に顧問および参与を置くことができる。
2. 顧問及び参与は次の各号から代表幹事会の議を経て会長が委嘱する。
(1) 顧問は名誉会長若しくは賛助会員のうち本会に特に功労のあった者とする。
(2) 参与は会員のうち本会に特に功労のあった者とする。
3. 会長職にあった者が、任期満了後に代表幹事会の議を経て、参与になることができる。

【委員】

第14条 会長は必要に応じて委員を置くことができる。委員は会長が会員に委嘱する。

第4章 役員選出・任期・職務

【役員を選出】

第15条 役員は次の各号により正会員の中から選任する。

1. 会長、副会長、理事及び監査は、代表幹事会において選出し、選挙後直近の総会において承諾を得るものとする。
3. 代表幹事は、各卒業期のクラス幹事または各クラブ活動OB（OG）会代表の中から選出し、選挙後直近の総会において承諾を得るものとする。

【役員の任期】

第16条 名誉会長以外の役員の任期は3年とし、再任を妨げない。但しその任期満了後、後任者が就任するまではその職務を行う。

【役員の職務】

第17条 役員は次の各号の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は予め定めた副会長がその職を代理する。
3. 理事は会務を分掌し、会長、副会長事故ある時は予め定めた理事がその職を代理する。
4. 監査は総会並びに評議員会前に財産目録及び会計を監査しなければならない。また必要な時はいつでも会計その他の書類を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。
5. 代表幹事は、会長から提示される事項を審議決議する。
6. 名誉会長は必要に応じ各役員会に出席し本会の運営に関し意見を述べるができる。
7. 顧問および参与は、いかなる会議にも出席ができ、意見を述べるができる。

【役員の解任】

第18条 同窓会役員として選出され委嘱された者であっても任期中に職務多忙ないし職場の転勤等により同窓会役員としての任務を遂行することが困難になった場合は同窓会役員会の議を経てその役員の職を解くことができる。

【役員の罷免】

第19条 同窓会役員が他の役員ないし会員等に対して不利益を与えるような、あるまじき行為を行った場合は次の手続きを踏んで役員を罷免することができる。

1. 名誉会長以外の役員を罷免する場合は総会の決議を要する。この場合代表幹事会がこれに代わることはできない。罷免の決議は出席者の3分の2以上の同意を要する。
2. 罷免の発議は、代表幹事会が出席者の3分の2以上の同意を得たときにできる。

【役員の補充】

第20条 1. 役員に欠員が生じたときは、その後任者を理事会の承認を得て会長が委嘱する。ただし、代表幹事を除く。
2. 後任となった役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 代表幹事の欠員は、当該任期の間の補充は行わない。

第5章 会 議

【会議】

第21条 本会の会議は次のものとする。

1. 総会
2. 理事会
3. 代表幹事会
4. 委員会

【総会】

第22条 総会は通常総会と臨時総会とする。

1. 通常総会は毎年一回これを開くこととし、会長が召集するが、やむをえないときは代表幹事会がこれに代わることが出来る。ただし、次の総会に報告して追認を受けなければならない。
2. 臨時総会は、理事会または代表幹事会が必要と認めたととき若しくは30名以上の会員により文書で理事会に対して要求があったとき、会長が召集する。

【総会の招集通知】

第23条 総会の召集通知は総会開催日の少なくとも15日前までに行うものとする。ただし、会報等の掲載によつての通知に代えることができる。

【総会議長】

第24条 総会議長はその都度正会員の中から選出する。

【総会の決議事項】

第25条 総会はこの会則に定めるもののほか、次の事項を議決、承認されなくてはならない。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 財産目録
4. 役員の異動等役員に関すること
5. その他必要な事項

【総会成立の要件及び議決】

第26条 1. 総会の決議は、出席会員の過半数とし、可否同数のときは、議長が決する。ただし、会則の改正

は出席会員の3分の2以上同意を要する。

2. 会長は書面を以って総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することが出来る。

【理事会】

第27条

1. 理事会は必要に応じ会長が招集する。
2. 会長は理事2名以上の要求があったときは理事会を招集しなければならない。
3. 理事会は、公務運営上必要な事項を審議し議事は出席理事の過半数でこれを議決する。
4. 理事会の議長は会長が務める。

【代表幹事会】

第28条

1. 代表幹事会は、本会の予算、決算及び役員に関する事項その他重要な事項を議決する。
2. 代表幹事会は会長が招集する。
3. 代表幹事会の議長は代表幹事の中より互選する。
4. 代表幹事10名以上の要求があったときは会長が代表幹事会を招集しなければならない。
5. 代表幹事会の議決は出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決する。ただし会則の改正は出席者の3分の2以上でなければならない。

【委員会】

第29条

1. 委員会は会長の諮問に応じ、会務の運営上必要な事項を審議する。
2. 会長は委員会の審議を尊重し、理事会で再審議しなければならない。

第6章 事務局

【事務局】

第30条

1. 本会に事務局を置く。
2. 事務局に事務局長を置く。
3. 事務局に関する細則規程は同窓会役員会において別に定める。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第31条

本会の資産は、会費、寄付金その他の諸収入による。

【会費】

第32条

正会員は別に定める本会会計規程により会費をおさめるものとする。

【会計年度及び規程】

第33条

1. 本会の会計は、会計規程により処理する。
2. 会計規程の制定、改正は、代表幹事会の決議により総会の承認を得るものとする。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、3月31日で終わる。

第8章 会則の変更及び解散

【会則の変更】

第34条

本会会則は、総会の議決がなければ変更することができない。

【解散】

第35条

本会は総会の議決がなければ解散することができない。

【残余財産の処分】

第36条

本会解散に伴う残余財産処分方法は総会の議決によって行う。

第9章 雑則

【細則】

第37条

この会則に定めるもののほかの、本会の運営上必要な細則は役員会の議決を得て、会長が別に定めることができる。

附 則

本会則は1965年（昭和40年）8月15日より施行する。

本会則は1982年（昭和57年）2月6日より施行する。

本会則は1990年（平成2年）11月7日より施行する。

本会則は2002年（平成14年）11月23日より施行する。

慶弔細則規程

【目的】

1. この規程は、北星学園大学附属高校同窓会会則第9条の規定により、北星学園大学附属高校同窓会の慶弔に関して定める。

【同窓会慶弔の規程】

2. 北星学園附属高校の同窓会現旧役員（会員）または現教職員が死亡した場合には、以下の規定により、香典ないし供花等を送ることができる。ただし、宗教上の理由により、供花が出せない場合は、香典（5,000円）を送るものとする。

- (1) 同窓会現役員本人死亡のとき 香典（10,000円）＋供花＋弔電
- (2) 同窓会前役員本人死亡のとき 香典（5,000円）＋弔電
- (3) 北星大附属高校現教職員本人死亡のとき 香典（5,000円）＋弔電
- (4) 同窓会員本人死亡のとき 弔電（ただし、学校及び同窓会事務局に連絡があった者に限る）

【退職教職員の記念品】

3. 北星学園大学附属高校に専任教職員として満10年以上勤続して退職された教職員に対し、同窓会役員会の議を経て記念品を贈呈することができる。なお、贈呈する記念品は以下のとおりとする。

- ・ 満10年以上勤続して退職された専任教職員には、一律10,000円相当の記念品または商品券等を贈呈する。

【その他】

4. その他の同窓会現旧役員（会員）及び現教職員への慶弔に関することについては、同窓会役員会の議を経て、決定するものとする。

【同窓会慶弔細則規程の改廃】

5. 慶弔細則規程の改廃は、同窓会総会の議を経て会長が行うものとする。

附 則

この細則規程は、2002年11月23日から施行する。

会計細則規程

【目的】

1. この細則規程は、北星学園大学附属高校同窓会会則第30条の規定により、北星学園大学附属高校同窓会会計（以下、会計という）について定める。

【同窓会会計の構成】

2. 同窓会の会計は以下の収入によって構成される。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業収入
- (4) 雑収入

【同窓会の会費】

3. 会費は、毎年度入学してくる入学生に対して、入学時から納めるものとし、その会費の内訳は以下のとおりとする。なお、他校からの転編入学生については、転編入学時の学年から納めるものとする。

- ・ 同窓会入会金 一人 2,000円
- ・ 同窓会年会費 一人 2,000円

【同窓会費納入の免除】

4. 北星学園大学附属高校の外国人留学生及び研修生に関しては、その会費納入を免除することができる。

【同窓会費の返金】

5. 納入した会費は、いかなる理由があっても返金しないものとする。

【同窓会会計細則規程の改廃】

6. 会計細則規程の改廃は、同窓会総会の議を経て会長が行うものとする。

附 則

この細則規程は、2002年11月23日から施行する。